

自由フランスから第四共和国までの基本法（七・完）訳 までの基本法（七・完）訳

山本浩三

四月憲法案の否決と第四共和国憲法の成立

一九四五年十月二一日に選出された憲法制定国民議会⁽¹⁾は十一月二日のいわゆる臨時憲法の第二条に基いて、直ちに憲法制定に着手した。議会はまず、その内部に憲法委員会⁽²⁾を設け、ここで憲法案の起草をはかつたが、共産党・社会党グループの憲法意識と人民共和運動（M.R.P.）その他のグループとの憲法意識が人権宣言・國家組織をめぐって鋭い対立をしめし、議會議長オーリオル（Vincent Auriol）の調停も効を奏さず、妥協の生じないまま本会議の審議に移され、ここでも両者の歩みよりは望めず、ついに四月十九日投票によつて事を決することとなつた。その結果、三〇九票対二四九票で共産党・社会党および一部の植民地代議士からなるグループの支持した憲法草案が可決され、臨時憲法第三条として採択された。

できず、反対一〇、五八四、三五九票、賛成九、四五四、〇三四票で否決されてしまつた。

臨時憲法第七条は議会によつて制定された憲法が否決された場合は、直ちに第一次憲法制定議会と同じ選挙法で憲法制定新議会を選出することを命じていた。そこで六月二日、総選挙が実施された。結果はM.R.P.が第一党に躍進し、共産党、社会党の議席は減少した。本国の総選挙の結果は次の通りである。

人民共和運動 一六〇議席

共産党 一四六議席
社会党 一一五議席

急進社会党 三九議席

右翼の政党 五二議席

第二次憲法制定国民議会は再び憲法委員会⁽³⁾を設け憲法案を起草せしめた。委員会は否決された四月憲法案を基礎とし、それを修正し、できるかぎり多数の同意を得るものとするよう努めしめた。本会議にも同じ精神が支配した。臨時政府状態からの脱却を要求する世論とドゴールの干渉⁽⁴⁾などが譲歩妥協の空気をもたらし、M.R.P.と社会党が提携し共産党がこれにしたがつて新憲法案が作られ、九月二八日本会議で賛成四四〇票、反対一〇六票で可決された。十月一三日、この憲法案が再びレフエレンドムにかけられたが、賛成九、二九七、四七〇票、反対八、

た。総議員数は五八六名という點もあるし五八八名など

いう説もある。政党の議席獲得数も学者によつて異つて
おり、正確な数字は私にはわからない。前号にあげた數

字はヴァル教授によつたが、ブレロ教授によると

共産党系

一五九議席

社会民主党系

一四六議席

M R P

一五〇議席

急進社会民主党系

二八議席

民主社会抵抗系

四二議席

共和統一系

三九議席

独立共和派

一四議席

(2) になる。アルゼリの三一議席、植民地の三三議席を加え
た計算であるうが少し足りない。

憲法委員会の発成について、共産党ははじめ、八四名
から百名の委員数を要求したが、四二名に落ちいか、各党
派の比例代表で委員がわかつた。共産党十一名、M R P
十一名、社会党十名、その他であり、専識経験者として弁
護士のピエール・コ (Pierre Cot) ル・ラ・ブル大学
教授のルネ・カピタン (René Capitant) やトマス・ル・
大学教授ポール・コステフロー (Paul Coste-Floret)
が参加した。議長は社会党のトムソン、アーヴィング
(André Philip) がいた。

(3) 人選問題や選舉の結果や所有権に関する
自由フランスから第四共和国までの基本法(七・完) 訳

制や連憲審査による拘束が決解がされた事

確立を望んだのに対し、反対派は二院制を強く希望し
た。最終的に分裂を生じたのは大統領の選出方法、第二
院の性格、解散権、司法高等会議等についてである。

(4) 賛否の数は同じだが、登録選挙人数は異なる。ヴァル教授
によると、

登録選挙人數	二五、八二九、四二五
投票數	一一〇、五六七、三七八
登録選挙人數	二五、八四九、四二五
有効投票數	一一〇、〇三八、三九八

になる。

憲法委員会はM R P十二名、共産党十一名、社会党九名
その他によつて構成され、委員長は前と同く、アンド
レ・フイリップであり、ポール・コステフローも参与
している。

(5) ときに、臨時憲法第一条に基き、共和国臨時政府の大統
領に選舉されたド・ゴールは、その後議会との折合がつ
かず野に下り五月五日のレ・フェレンヌの時は沈黙を守
つていたが、第二次憲法草案が審議されることとなつた
六月十六日から旗色を鮮明にして、八月二七日には議会で
審議中の憲法案を非難し、議会で憲法案が可決された翌

自由フランスから第四共和国の基本法(セ・ル) 昭和

100

日の九月二十九日にはノワルンダムの憲法案を右記することをすすめる演説をしている。エ・ガールは議会の多数の意見とは異り、強力な行政権、政党から独立し政党に優越する元首制を確立する憲法を望んでおり、彼は大統領制を賞讃していた。エ・ガールのこの干渉はノワルンダムにおいて憲法案の否認者もしくは棄権者の数を増大させることがとめたが、議会では政党間を接近させ讓歩を容易にする作用をした。特に、MRPはこれを寄賃として左翼の政党に讓歩を取らし、エ・ガールと議会の反対派が統一行動をとる事をおそれた左翼の政党はこれに同意するに至った。

(7)

登録選挙人數	二十六、三一、六四三
投票數	一七、七九一、〇〇八
有効投票數	一七、四六一、九一九
棄權數	八、五〇九、〇〇〇

前回にくらべて棄權数が多かつたのはエ・ガールの影響力によるものと考えられる。

(8) 第四共和国憲法はのちに部分的改正をうけるが、その事情や条文などは長谷川教授や野村教授の論文およびPoutier のノハメントールなどを参照してはしご。

参考文献

Duguit, Monnier, Bonnard, Berlia, *Les constitutions et les*

- J. Laferrière, *Manuel de droit constitutionnel*.
 G. Vedel, *Manuel élémentaire de droit constitutionnel*.
 M. Prédell, *Précis de droit constitutionnel*.
 M. Prélot, *Institutions politiques et droit constitutionnel*.
 G. Burdeau, *Manuel de droit constitutionnel*.
 C. Poutier, *La réforme de la constitution*.
 C. Michel, B. Mirkin-Guetzvitch, *Les idées politiques et sociales de la résistance*.
 C. Michel, *Histoire de la résistance*. (淡島川義著)
 C. de Gaulle, *Mémoires de Guerre*.

- 柳沢俊義 「ノワルンダム憲法について」 *専門法律*
 舟大輔 「フランスの五月憲法草案とワイヤーク憲法」
 長谷川正安 「ノワルンダム憲法改正論」 *法律時報*一九四九
 国中 「ノワルンダム憲法改正」 *シヨリス*一〇九号、一一〇号
 西海太郎 「フランス現代政治社会史」
 淡島川義 「抵抗」
 「解放」

訳（世界各國の憲法）が、本篇を翻訳するに當り、正義の精神を保つ
ある。四月憲法案は別に井上勇訳があるが、手に入らなかつた。

た。

一九四六年四月一九日に可決された憲法草案
憲法制定国民議会は次の内容の法律提案^(註)を可決した。

人権宣言

人間を奴隸とし、墮落させることを企て、かつ全世界を血まみれにした諸制度に対し、自由諸国民が勝利を獲得した翌日、—その解放の憲章—である一七八九年の諸原理に忠実なフランス人民は、すべての人間が、いかなる法律も侵害することができない、不可譲かつ神聖な諸権利を有することを新たに宣言し、そして一七九三年、一七九五年、一八四八年におけると同様に、それらの諸権利をこの憲法の冒頭に書き入れることを決定する。

共和国は、フランス連合内に生きているすべての男性と女性に対して、次の自由と権利の個別的又は集団的行使を保障する。

I 自由

第一条 すべての人は、自由かつ法の前に平等なものとして生れ、かつ生存する。
法律は、すべての領域において、女性に対して、男性と同じ

自由フランスから第四共和国までの基本法（七・完）訳

いかなる団体、いかなる個人も、明白にそれから出でていられない權力を行使することができない。
法律は、国民意志の表現である。法律は、保護する場合でも、処罰する場合でも、義務を科す場合でも、すべての人に対するものにして同じである。
この意志は、人民によつて選出された代表者によつて表明される。

第三条 自由は、他人の権利を侵害しないすべてのことを行いう能力である。自由を行使する場合の諸条件は法律によつて規定される。

いかなる人にも、法律が命じていないことを行うように強制することはできない。

第四条 法律は、すべての人に対して、本篇で規定された自由と権利の合法的な行使を保障する。法律はその行使を侵害することができない。

第五条 すべての人は、あらゆる所で居住し、自由に移住する権利をもつ。

第六条 この宣言で保障された自由と権利に違反する虐待をうけたすべての人は、共和国の領土内で庇護される権利をもつ。

第七条 住居は侵されない。捜索は、法律により、司法官憲が発する令状に基く場合以外は、いかなる場合でも行うこと

できない。

第八条 すべての通信の秘密は侵されない。法律により、司法官憲が発する特別の決定に基く場合以外は、その権利を侵害することができない。

第九条 法律によって限定された場合、かつ法律が規定した形式による以外は、いかなる人もも、訴追、逮捕又は抑留することができない。

逮捕の合法性の判断を求められた判事の前に、四八時間以内に出頭せず、かつこの判事が、毎月、理由を附けた判決で、抑留を確認しなかつたならば、いかなる人もも続けて抑留することはできない。

人を逮捕するため又は抑留を続けるために必要でないすべての厳格さ又は強制およびすべての精神的圧迫又は肉体的虐待は、とりわけ訊問中は、禁止される。

これらの諸規則に違反した行為を煽動し、したため、署名し、実行し又は実行させた人びとは個人的責任を負う。彼らは処罰される。

第十条 法律は廻及効力をもつことができない。処罰される事実の以前に公布し、かつ公表された法律による以外はいかなる人をも裁判し、処罰することもできない。

すべての刑事被告人は有罪を宣告されるまで無罪と推定される。

いかなる人もも、同一の事実のために二度処罰することはない。

刑罰は個人的であつて、犯罪の重さに比例する。自由を禁止し又は制限する刑罰は犯罪人の再教育を目的としなければならない。法律上適用される刑罰よりも重い取扱いについては、その行為者が個人的責任を負う。

第十一条 法律は、すべての人に対する裁判を受ける権利を保障し、資力の不足によってその権利を妨げることはできない。

第十二条 フランス連合のすべての住民に対して、刑事案件における、同じ領土内の裁判(管轄)権の同一性が保障される。

第十三条 いかなる人もも、その出身(origines)、宗教的、哲学的又は政治的事項についてのその意見又は信条によつて脅かすことができない。

良心と信教の自由は、国家がすべての信条とすべての信教について中立であることによつて保障される。この自由は、とくに教会と国家の分離および公権力と公けの教育の非宗教化(laïcité)によつて保障される。

第十四条 すべての人は言論、筆記、印刷、出版の自由をもつ。すべての人は、とくに、この宣言によつて保障された自由を侵害するため又は他人の名誉を毀損するためにはこの権利を濫用しない範囲で、すべての意見を、あるいは出版(press)により、あるいは他のすべての方法によつて、発表し、放送し、弁護することができる。

いかなる意見の表明をも強制することができない。

第十六条 公道を自由に行進する権利と集会の権利がすべての人に保障される。

第十七条 すべての人は、この結社がこの宣言によつて保障された自由を侵害し又は侵害を目的としないかぎり、自由に結社をつくる権利をもつ。

いかなる人も、ある結社に加入するように強制することができない。

第十八条 資格、能力、才能以外の条件なしに、公職につく権利が、この憲法によつて市民たる性質に付着された政治的権利を享有する、フランス連合のすべての住民に保障される。

民間のすべての職業 (professions, places et emplois) につく権利が、同じ条件で、すべてのフランス連合の住民と、法律によつて定められた特別の規則が制定されていないときは、フランス連合内に合法的に住んでいるすべての人に保障される。労働、職務、等級、部門、責任等が等しいときは、各人は物質的状態と精神的状態で平等の権利をもつ。

第十九条 この宣言で保障された権利の行使を停止することはできない。

ただし、この憲法で定められた条件で、共和国が危険に頻していると宣言されるときは、第五条、第八条、第十四条（第一項）および第十六条述べられた権利を、法律によつて定められた限界と形式で停止することができる。

この措置の存続期間は六ヶ月を越えることができない。この

を適用する人は、その個人的責任を問われる。

例外の期間が終つたとき、その身体又は財産を故意的に侵害されたと考える人は、裁判所に対して精神的又は物質的賠償を要求することが出来る。

第二十条 人および市民の権利の保障は公権力を必要とする。この権力は、それが委託されている人びとの私益のためにではなく、すべての人の利益のために創設されたものであつて、永久に、主権者たる人民に奉仕せねばならない。

第二一条 政府が憲法によつて保障された自由と権利を侵害するときは、あらゆる形態の抵抗がもつとも神聖な権利であり、かつもつとも緊要な義務である。

I 社会的権利と経済的権利

第二十二条 すべての人は、その一身の完全と尊嚴において、肉体的、知的、道徳的に豊な発育を保障する諸権利を、社会に対して、もつてゐる。

これらの権利の行使については、法律が定める。

第二十三条 妊娠の時からの健康の保護、あらゆる衛生処置の利益と科学上可能なあらゆる治療の利益は、すべての人に保障され、国によつて確保される。

第二四条 国は家庭に対し、その自由な発展に必要な諸条件を保障する。

国は立法と適当な社会諸制度によつて、すべての母親とすべ

自由フランスから第四共和国までの基本法（七・完）訳

一〇四

ての子供を平等に保護する。

国は女性に対して、母親としての役割と社会的使命をはたすことができる条件の下で、市民としてかつ労働者としてその職務を行使できることを保障する。

第二五条 もつとも豊な文化が、各人の能力のほか制限なく、すべての人に提供されねばならない。すべての子供は、知育をうける権利と自由が尊重される。教育をうける権利とをもつ。

あらゆる段階の公教育の制度を設けることが国家の義務である。この教育は、無償でなければならず、かつ、それなしには自分の勉強を続けることができない人びとに對して物質的援助を与える。すべての人に近づかやすいようにされねばならない。

第二六条 すべての人は、労働の義務と職業を獲得する権利をもつ。

いかなる人をも、その職業内で、その出身、その意見又はその信条の故に迫害することはできない。

第二七条 労働時間と労働条件は労働者の健康、尊厳、家庭生活を害してはならない。

青年は、彼の肉体的・知的又は道徳的発育を危くする労働に從事させられてはならない。青年は職業的訓練をうける権利をもつ。

第二八条 男性と女性は、その労働の量と質に応じた正当な報酬を得る権利、年々の昇給、職業的訓練のための費用負担の生

第三〇条 各人は休息と休暇の権利をもつ。

第三一条 すべての人は組合活動によって、その利益を擁護する権利をもつ。

各人は彼が選ぶ組合に加入するか又はいかなる組合にも加入しない。

第三二条 罷業権は、それを規定する法律の範囲内で、すべての人に認められる。

第三三条 年齢、肉体的状態または精神的状態、経済的事情によつて、労働することのできないすべての人は、共同体 (collectivité) から生存に適当な手段を取得する権利をもつ。

この権利の保障は社会保障の公機関を創設することによつて確保される。

第三四条 國家的災害によつて、人身と財産に対してもたらされた損害は國がこれを負担する。共和国は、それによつて生ずる費用については、すべての人が平等にかつ連帯して負担することを宣言する。

第三五条 所有権は、法律によつて各人に保障された財産を使用、収益かつ処分する不可侵の権利である。すべての人は労働と貯蓄によつてそれを取得することができねばならない。

合法的に確認された公益のためであつて、かつ法律に従つて正

他人の安全、自由、生存あるいは財産を害するような方法で行使することができない。

その運営が国家的公務の性質又は事実上独占の性質をもつておればもつようになる、すべての財産、すべての企業は共同体の所有とならねばならない。

第三七条 公の支出に対する各人の分担は累進的であつて財産と所得の額に応じて算定されねばならない。その場合、家族費用が考慮されねばならない。

第三八条 いかなる人をも、その尊厳に反し、かつ、その性、年齢、体色、国籍、宗教、意見、人種的又は他の出身によつてその搾取を許すような経済的、社会的又は政治的劣等の立場に置くことができない。

フランス連合のすべての住民に認められた自由と権利の行使は、本国における労働法制度に違反するあらゆる強制労働の実施を処罰することを含んでいる。

本規定に反するすべての宣伝は法律によつて罰せられる。

第三九条 この宣言において規定された諸権利の保護、民主的制度の維持かつ社会的進歩はすべての人が各自の義務を認識し、かつ履行することを要求する。市民は共和国に奉仕し、その生命を賭して共和国を防衛し、租税を負担し、彼らの労働によって公共の安寧に協力し、兄弟愛で助け合わねばならない。

共和国の制度

自由フランスから第四共和国までの基本法（七・完）訳

第四〇条 フランスは分割を許さず、民主主義が尊重される國である。

第四一条 フランスは、一部分は、海外の諸領土、他の部分は、連合した諸國家によつて、自由意志に基く連合を形成する。

第四二条 國家の標識は青、白、赤の三本の縦帯からなる三色旗である。

共和国の標語は「自由、平等、友愛」である。

第四三条 主権は人民に属する。主権は憲法に従つて行使される。

第四四条 フランス連合のすべての住民は、この憲法の第一条から第三九条までに保障されている権利と人身の自由を享有する。

本国と海外の領土のすべてのフランス国民と住民は市民権を享有する。

第四五条 海外の領土の原地人は、法律が彼らに人権法(statut Personnel)を認めている場合は、原地人が自身でこれを放棄しないかぎり、この法を保持する。

この法は、いかなる場合でも、この憲法の第一条から第三九条によつて保障された権利と自由を拒否し又は制限するための原因となることができない。

第四六条 この伝統に忠実な、フランス共和国は國際公法の諸規範に従う。フランス共和国は征服を目的とするいかなる戦

争の全」らず、かついかなる人民の自由に対し「」か、決してその実力を行使しない。

相互主義の留保の下に、「」には平和の機構と防衛に必要な主権の制限に同意する。

第四十七条 フランス人民は、普通、平等、直接かつ秘密選挙で選出された国民議会議員によって、その主権を行使する。

憲法は第一百二十三条に基き、人民投票によつてのみ改正することができる。

第四八条 海外の諸領土は、選挙法に定められた諸条件で、国民議会議員を選出する。

第四九条 成年の男女で、私権と公権を享有する、すべてのフランス国民と住民は選挙権を有する。

成年は二十歳と定める。

第五十条 国民議会議員の選出任期は五年である。議会の权限は新議会の成立 (*l'entrée en fonction*) のときに停止する。

最低二十三歳の男女の選挙人は被選挙権を有する。被選挙権の欠格と兼職不可能については、法律がこれを定める。

第五一条 国民議会は第七六条と第九四条に従つて、内閣总理大臣を選出する。

第五十二条 戦争は国民議会の事前の同意とフランス連合会議の事前の勧告がなければ宣言することができない。

第五十三条 国民議会はその議員の選挙を有効なものとする。選挙運動を公正にする取締手続は法律がこれを定める。

第五十四条 国民議会の年次会期は一月の第二火曜日に当然に集会する。

全会期中断期間は四ヶ月を超えることができない。十日以上の停会に会期の中止とみなされる。

第五十五条 国民議会の会議は公開される。討論の全部 (*en extenso*) の議事録は官報に公表される。

議会は秘密会を開くことができる。

議会は討論された問題が公開の会議で再び取上げられねばならないかどうかおよび秘密会における討論の全部の議事録が公表されねばならないかどうかを決定する。

第五十六条 国民議会は毎年、会期の最初に、党派の比例代表で、その理事部 (*bureau*) を選出する。

第五十七条 議会が開会されていない時は、理事部が内閣の行動を監督する。理事部は議会を召集することができる。理事部は代議士の三分の一の要求又は閣議の要求で議会を召集しなければならない。

第五十八条 いかなる代議士も、その職務執行中に表明した意見又は投票のために訴追、捜索、逮捕、拘禁又は裁判することができない。

第五十九条 いかなる代議士も、その任期中、現行犯の場合を除いては、国民議会の許可なしに刑事事件又は軽罪事件で訴追又は逮捕することができない。代議士の拘禁又は訴追は、議会が要求するならば、停止される。

第六十条 代議士は彼の職務の執行の妨害を受ける場合

歳費をうける。

この歳費はある種の官吏の俸給を参考にして法律がこれを定めることなる。

第六一条 国民議会議員はフランス連合会議や経済会議の議員となることはできない。

第二章 法律の準備

第六二条 内閣総理大臣と代議士は法律の提案権を有する。

第六三条 国民議会は受理した法律案と法律提案をその委員会で検討する。委員会の数、構成、権限は国民議会がこれを定める。

第六四条 経済会議は、勧告のために、その権限に属する法律案と法律提案を検討する。これらの法律案は国民議会によつて、議会がこれを審議する前に経済会議に附託される。

勧告は十日以内になされねばならない。さうでないと、勧告は無視される。国民議会が決定した場合には、この期間は満二日に短縮される。

閣議は、そのほか、経済会議に諮問することができる。人間の完全雇用と物的資源の合理的利用を目的とする国民経済計画の樹立については、閣議は必ず経済会議に諮問しなければならない。

第六五条 経済会議の選出任期は三年である。

経済会議の構成と権限は組織法がこれを定める。

第三章 法律の討議と議決

第六六条 国民議会だけが立法権を有する。国民議会はこの

自由フランスから第四共和国までの基本法（七・完）訳

権利の全部又は一部を既にもつたることをもつてゐる。

反対の規定がなければ、共和国の法律は海外の県と領土に適用される。

第六七条 適法に批准されかつ公布された外交条約は法律の効力を有する。反対の条項がなければ、この外交条約は当然に海外のすべての県と領土に適用される。

第六八条 國際機構に関する条約、平和条約、通商条約、國の財政を拘束する条約、外國にいるフランス人の身分と所有権に関する条約は、國民議会で議決された後でしか確定的とならない。領土のいかなる割譲、交換、添加も法律以外によつては行うことができない。

第六九条 国民議会は予算を議決する。議員は支出の提案権を有する。

第七〇条 恩赦は法律によつてのみ許可することができる。

第七一条 フランス連合会議は本国の県会と海外の県会又は領土議会によつて選出された会議員で構成される。

第七二条 フランス連合会議の選出任期は四年である。

会議は公開され、会議の全部の議事録は特別刊行物で公表される。

フランス連合会議は国民議会と同時に開会する。連合会議は受理した原案の第二読会のために定められた期間を越えて、その会期を延長することができない。

第七三条 フランス連合会議は、自らの要求に基き、あるいは閣議又は国民議会によって会議に転送された法律案と法律提

自由フランスから第四共和国までの基本法（七・完）訳

案を、勧告のために、検討する。

連合会議は国民議会によつて転送されてから一月以内に、勧告を与へねばならない。国民議会が緊急を宣言したときは、フランス連合会議は国民議会の規則によつて、国民議会の討議のために定められたと同じ期間にその勧告を与へねばならない。

フランス連合会議の勧告が一致するか又は前項で定められた期間内に勧告が与えられなかつたならば、国民議会で議決され

た原案が法律として公布される。

勧告が一致しないならば、国民議会が第二読会で法律案又は法律提案を検討する。国民議会はフランス連合会議によつて提

案された修正を決定的かつ主権的に確定する。

第七四条 フランス連合会議内で述べられた演説およびフラン

ス連合会議の命令で印刷された報告書又はすべての他の書類

についてはいかなる訴訟の提起も許さない。

いかなる会議員も、その任期中、現行犯の場合を除いては、フランス連合会議の勧告に基いて与えられた国民議会の許可なしに、刑事事件又は軽罪事件で訴追又は逮捕することができない。会議員の拘禁又は訴追は、国民議会が要求するならば停止される。

フランス連合会議員は、法律によつて定められた歳費を受け

る。

第七五条 フランス連合会議員は経済会議議員となることはできない。

第七六条 内閣総理大臣は、議会の各会期 (législature) の最初に、公開の投票でかつ代議士の絶対多数で、国民議会がこれを選出する。

第八五条で定められた場合を除いて、死亡、辞職、又は他のすべての事由によつて内閣総理大臣を欠く場合には、会期中でも同様な手続がとられる。

第七七条 内閣総理大臣とその選任した大臣は共和国大統領の統令がこれを任命する。

第七八条 内閣総理大臣は法律の執行を確保する。内閣総理大臣は第七七条と第九六条が定めた者を除いて、すべての文官と武官を任命する。

本条が規定した内閣総理大臣の行為は、所管大臣がこれに連署する。

第七九条 内閣の組織、構成および施政方針は国民議会に提出する。国民議会はその信任を与え又は拒否する。

国民議会は、そのために、内閣組織後おそくとも四日目に召集されねばならない。

第八〇条 大臣は国民議会に対し、内閣の全般的政策について連帶的に、かつその個人的行為については個別的に責任を負う。

第八一条 信任案は閣議の討議が終つてから始めて提出することができる。信任案は内閣総理大臣以外の者が提出すること

はできない。

信任案についての議決は、議会に提出されてから第一日を経

なければ行うことができない。議決は公開の投票で行われる。

内閣の信任拒否は国民議会の代議士の絶対多数によつてのみ行われる。

信任が拒否されたときは内閣は総辞職しなければならない。

第八二条 国民議会が非難動議を議決したときは、内閣は総辞職をしなければならない。

この議決は動議が寄託されてから満二日を経なければ行うことができない。議決は演壇上の公開投票で行われる。

非難動議は代議士の絶対多数によつてのみ可決することができる。

第八三条 国民議会は代議士の三分の二の多数の議決によつて、解散を宣言する権利を有する。

第八四条 同年次会期の間に、第八一条と第八二条に定められた条件のもとに、二回の内閣の危機が生じた場合に、議会議長の勧告を経て、開議で、国民議会の解散を決定することができる。解散はこの決定に従い、大統領の統令で宣言する。

この規定は会期の上半期の間は適用されない。

第八五条 大統領は新内閣總理大臣として、国民議会議長を指命する。国民議会議長は対応する議会委員会の長に各省を割当て内閣を組織する。

新内閣は解散後四十日以内に、総選挙を施行させる。

国民議会は、第百五条で定められた場合を除いて、新内閣總理大臣を選出するため、総選挙後十五日目に当然に集会する。

第八六条 大臣は国民議会、その委員会、諮詢機関に出席す

ることができる。大臣が要請があれば、その意見は尊重される。大臣は統令によつて指名された委員による補佐を行ふことができる。

第八七条 内閣總理大臣はその権限を大臣に委任することができる。臣が欠けた場合は、閣議で、閣僚の一人に、仮に内閣總理大臣になることを命ずる。

第五章 大臣の刑事責任

第八九条 大臣は、その職務執行中に犯した犯罪と輕罪について刑事責任を負う。

第九〇条 大臣は国民議会によつて告発される。その告発は国民議会構成員の秘密投票かつ絶対多数で決定される。次いで第九一条が定める高等裁判所へ移送される。高等裁判所の専任構成員と補助構成員は議決に加わらず、かつ多数の計算のうちに勘定されない。

第九一条 高等裁判所は毎会期の最初に、国民議会によつて選出される。

高等裁判所は三十名の構成員からなる。二十名は国民議会議員の中から、党派の比例代表で選出される。十名は国民議会議員以外から絶対多数で選出される。

三十名の補助構成員は同じ条件で選出される。

第九二条 高等裁判所の検事局の構成とこれに適用される手続は特別法がこれを決定する。

第六章 共和国大統領

第九三条 共和国の大統領は国民議会がこれを選出する。この選挙は演壇上の公開投票で行われ、議会を構成する代議士の三分の二の多数が必要である。三回の投票で、この多数に達することができないならば、選挙は翌日に延期される。選挙は、それから、同じ形式でかつ五分の三の多数で行われる。

共和国大統領の選出任期は七年である。再選は一回だけ許される。

第九四条 共和国大統領は慣例に沿つたのち、国民議會議長に対して、内閣総理大臣候補者の名前を通達する。

第九五条 大統領はフランス連合の永久的利益を代表し、國家的儀式を主宰する。

第九六条 大統領は閣議で、参事院評定官、賞勲局総裁、大使と特派使節、国防高等会議の統監と構成員を任命する。

第九七条 大統領は条約の交渉について報告を受ける義務がある。大統領は条約に署名し、これを批准する。

大統領は外國派遣の大使と特派使節に信任状を授け、外国の大統領は外國派遣の大使と特派使節の信任状を受けらる。

第九八条 大統領は軍隊を配置する。

第九九条 大統領は閣議を主宰する。大統領は会議の議事録を作製せしめ、これを保管する。

第一百条 大統領は同じ職員を以てて、国防高等会議を主宰する。

第一百二条 大統領は国民議会から送付された日から十日以内に法律を公布する。法律の執行を監督するために、大統領は実施統令に署名する。

前項に定めた期間は、緊急が宣言された場合二日に短縮される。

大統領が、定められた期間内に法律を公布しないときは、国民議會議長がこの公布を行う。

第一百三条 大統領の各行為は、内閣総理大臣と大臣一名がこれに連署する。

第一百四条 大統領の権限の満期前三十日から十五日までに、国民議会は新大統領の選挙を行わねばならない。

第一百五条 国民議会が、第八三条と第八四条に従つて、解散された期間に、前条を適用して、選挙を行わねばならない場合は、大統領が行使している権限は新大統領の選挙まで延期される。新国民議会は総選挙後十日以内に新大統領の選挙を行わねばならない。

この場合、新内閣総理大臣の選挙は新大統領の選挙後十日以内に行う。

第一百六条 死亡、辞職または他のすべての事由のために大統領が欠けた場合は、国民議會議長が仮に大統領の職務を代行する。前条に定められた場合を除いて、新大統領は、十日以内に選出される。

発され、高等裁判所へ移送される。

第一百八条 大統領は国民議会へ宛てた教書によつて、人民に意志を伝達する。この教書は、国民議會議長と内閣總理大臣との二重の同意を得て、国民議会で議長がこれを朗読する。

第一百九条 大統領の職務と他のすべての選挙による公職とを兼任することはできない。

第一百十条 フランスに君臨した家系に属する者は大統領の被選挙権を有しない。

第七章 司法高等会議

第一百十一条 司法高等会議は十二人で構成される。

一大統領が議長

一國座尚書の司法大臣が副議長

一国民議会が三分の二の多数で代議士以外から六年任期で選出した六人。同一の条件で補欠六人。

一六年の選出任期の四人の司法官、すなわち、破壊院の長達と評定官達によつて選出された一人。控訴院の長達と評定官達によつて選出された一人。第一審の裁判所の長達と判事達によつて選出された一人。治安判事達によつて選出された一人。同一の条件で補欠四人が選出される。

司法高等会議の決定は投票の過半数でなされる。可否同数の場合には、議長の裁量で決する。

第一百十二条 司法高等会議は、検察官を除く司法官を任命する。

の司法官の規律、彼らの独立性および司法裁判所の行政を確保する。

第一百十三条 司法高等会議は恩赦権を行使する。

第八章 地方公共団体

第一百十四条 唯一、不可分のフランス共和国は地域的公共団体の存在を承認する。

これらの公共団体は市町村と県、海外の領土と連邦である。

市町村と県

第一百十五条 市町村と県、海外の領土と連邦の範囲と面積と不測の再編成と組織は法律がこれを定める。

第一百十六条 地方公共団体は、選挙法で定められた条件の下に、普通選挙で選出された会議によつて、段階を異にして行政を行ふ。この会議の決定の執行はこれらの市町村長または議長によつて確保される。

第一百十七条 国の官吏の活動の調整、国家的利益の代表、地方公共団体の行政的監督は闘議で指名された政府の代表者が、県の範囲内でこれを確保する。

第一百十八条 県会が県の公務を執行する諸条件は法律がこれを定める。県会議長が事務局の補佐をうけて、永続的に県会の決定の執行を確保する。

中央行政の地方役場は、住民と行政上接近させるように行使される条件も同様に法律がこれに定める。

第一百十九条 海外の領土の國事の利益は地方法令によつて執

自由フランスから第四共和国までの基本法（七・完）訳

一一一

行されかつ処理される。地方議会は普通かつ直接選挙で選出され、その選挙制度、構成および権限は投票の自由を確保する特別法がこれを定める。

集団または連邦を形成している領土の住民は議会を選出する。議会の構成、権限は特別法が定める。

第一百二十条 海外フランスの全問題を担当する大臣は、領土の各連邦または集団に対しては、居留民次官の補佐をうける。

居留民次官は法律の適用を監視する。居留民次官はフランス連合の公務を調整し、地方行政作用を監督する。

居留民次官は領土の集団または連邦の秩序の維持と防衛について責任を負う。

第九章 例外規定

第一百二一条 共和国の危険を宣言するすべての法律は代議士の三分の二の多数で国民議会によつて議決されたものでなければならない。

必要ならば、代議士、フランス連合会議員、経済会議会議員および司法高等会議の選出議員の職務期間を延期する条件を法律が定める。

本条第一項で定められた法律の適用の期間中、第八三条と第八四条は適用を停止する。

第一百二二条 交戦期間中、必要ならば、代議士、フランス連合会議員、経済会議会議員および司法高等会議の選出議員の職務期間を延期する条件を特別法が定める。

第十章 憲法の改正

第一百二三条 フランス人民によつて可決された本憲法は人民だけが改正することができる。

改正は次の形式で行われる。

国民議会が、演壇上の公開投票で、代議士の過半数で行った決議により、憲法改正を行うべき機会であることを宣言する。

この決議は最小限三月間、第二読会に附託される。

この第二読会の後、国民議会が憲法改正を規定する法律案を起草する。この法律案は過半数でかつ普通の法律のために規定された形式で議決される。

この法律案は人民投票にかけられる。

人が可決した場合には、人民投票の日より八日以内に、大統領によつて、憲法として公布される。

第一百二十四条 本国の領土の全部または一部が外国の軍隊によつて占領されている場合は、いかなる改正手続も着手または継続することができない。

第一百二十五条 政府の共和主義形態は改正案の対象とすることができない。

第十一章 経過規定

第一百二十六条 憲法制定国民議会の理事部は新国民議会の代議士が集合するまで、国民代表の永続性を確保する責任を負う。

第一百二十七条 例外的な情況の場合には、議会理事会は自己の発議により、または政府の要求によつて、憲法制定国民議会の在職議員を、前条で定めた日まで召集することができます。

第一百一十八条 共和国臨時政府の大統領は、第九三条で定められた条件で国民議会による選挙があつた場合直ちに、共和国大統領のもとにこの辞表を提出する。

第一百一十九条 憲法制定国民議会の理事部は、本憲法で創設された議会の召集を準備し、かつ、特に、それぞれの理事部の召集に先立つて、彼らの職務行使に必要な会場と管理手段を確保する責任を負う。

第一百三十条 フランス連合会議は、その選挙後即刻、当然に集会する。国民議会の召集から起算して、最大限三月間、フランス連合会議は会議員の三分の一が選出されたと宣言された時から有効に審議することがである。

第一百三一条 フランス連合の第一回会議の選挙は次の方式で施行される。

代表者団が本国の各県で、普通、直接かつ比例代表選挙で選出される。

この場合に、比例代表を基礎にしたフランス連合会議の選挙を確保するため、各県代表者団を集めの条件を法律が定める。

第一百三十二条 経済会議の構成までかつ国民議会の集会から起算して最大限三月間、本憲法の第六四条の適用が停止される。

第一百三十三条 本憲法は国民議会の第一回集会の日から施行される。

国民議会は総選挙後の第四火曜日に当然に集会する。

第一百三四条 本憲法は人民投票の結果発表の日から一日以内に、共和国臨時政府大統領によつて、次の形式で公布される。

自由フランスから第四共和国までの基本法（七・完）訳

「次の内容の憲法を、

憲法制定国民議会が可決し、

フランス人民が承認し、

共和国臨時政府大統領が公布する」

註
法律提案は prorosition de loi の訳である。第六三条に出てくる法律案は projet de loi の訳である。法律提案と法律案がどうちがうのかわからない。